

通勤不要!

<b>事業名</b>	<p>～勤務場所を指定せず、テレワークだけでの公務も可能に！～ 専門的知識を有する人材(会計年度任用職員)の雇用促進でサービス向上!</p>
------------	--

<b>ここがポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆全国の専門的知識を有する人材を港区のチカラに。</li> <li>◆民間活力の更なる活用により、これまで以上に区民サービスの向上を図ります。</li> </ul>	<b>事業費</b>	—
----------------	---	------------	---

**労働力人口が減少する中、公務職場においても優秀な人材の確保は喫緊の課題**

**要綱の改正**

**専門的かつ高度な知見を要する職に任用される「会計年度職員」については、テレワーク実施日数の上限を撤廃し、自宅に限らずあらゆる場所でのテレワークを可能にします。これにより、居住地による制約がなくなり、全国から人材を募集することで、港区ならではの質の高い行政サービスの提供を実現します。**

**「港区職員在宅勤務型テレワーク実施要綱」の改正**

「専門的かつ高度な知見を要する職に任用される会計年度任用職員」に限定したテレワーク		
	現行	改正後
実施上限	原則、1週間に2日を限度 ※育児や介護をする職員は1週間に4日を限度	なし
実施場所	原則、自宅	自宅等(事務所、大学、研究所など)

職場に出勤せずとも、どこでも勤務可能!

**【募集中】この制度を活用した採用選考(第1弾)**

募集人員	【会計年度任用職員】広報戦略支援員(2名)
募集期間	令和4年6月1日から6月15日まで
任期	令和4年8月1日から令和5年3月31日まで(最大4回まで更新可)
勤務日数	週1回(7時間45分勤務)
業務内容	(1)区ホームページの改善・リニューアル、運用に関する助言・支援 (2)デジタル媒体を活用した情報発信・PRの促進に関する助言・支援 (3)戦略的な情報発信・PRの実施に関する助言・支援 (4)区民や区内事業者等に行き届く情報発信の実現 (5)区職員の広報スキルの上達及び意識の向上支援

<b>問合せ</b> 	課長 人事課 課長 茂木 ☎ 03-3578-2105(直通)	※港区職員在宅勤務型テレワーク実施要綱の改正等について
	課長 区長室 室長 横尾 ☎ 03-3578-2035(直通)	※広報戦略支援員の募集について